

第6章

燃料供給及び 電力・ガスの臨時供給 に関する計画

目 次

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	97
第1節 要旨（燃料供給）	97
第1 目的	97
第2 計画に基づく活動期間	97
第3 概要	98
第2節 関係機関の役割（燃料供給）	100
第1 指揮または調整を行う機関	100
第2 燃料供給を行う機関	100
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給	101
第1 平時の事前準備	101
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	101
第3 災害発生時の対応（国への要請）	102
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給	103
第1 平時の事前準備	103
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	103
第3 災害発生時の対応（国への要請）	104
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給	105
第1 県内での対応	105
第2 国への要請	105
第3 燃料供給の受入れ対応	105
第6節 製油所からの燃料輸送	106
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）	107
第1 目的	107
第2 計画に基づく活動期間	107
第3 概要（電力）	108
第4 概要（ガス）	109
第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）	111
第1 指揮または調整を行う機関	111
第2 電力の臨時供給を行う機関	111
第9節 電力の臨時供給	112
第1 平時の事前準備	112
第2 災害発生時時の対応（県内での対応）	112
第3 災害発生時時の対応（国への要請）	112
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）	114
第1 指揮・調整を行う機関	114
第2 ガスの臨時供給を行う機関	114
第11節 ガスの臨時供給	115
第1 平時の事前準備	115
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	115
第3 災害発生時の対応（国への要請）	115

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

第1節 要旨（燃料供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、県内も含め多くの製油所が被災し全国的な燃料供給の確保が困難になることが想定される。

このような想定の下、国において、燃料の供給体制を速やかに構築し、被災により燃料供給が不足する事態が生じた地域の供給体制が早期に復旧される。

この「燃料供給に関する計画」は、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設¹⁴の業務継続に必要な燃料を確保し、優先的に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

燃料供給に関する活動期間は、災害発生直後～約4週間程度を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
燃料供給 (発災～ 発災後12時間)	(県内での対応)
	中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の情報収集・提供
	重要施設への燃料供給のニーズ調査
	県石油商業組合に重要施設への燃料供給を要請・供給
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
	県内備蓄及び契約業者による航空燃料の供給
燃料供給 (発災～ 発災後1日目)	製油所への道路・航路啓開状況の情報収集・提供
	(国への要請)
	国緊急災害対策本部に中核SSへの燃料供給を要請
	国緊急災害対策本部に重要施設への燃料供給を要請
	県民への一般車両の給油に関する情報の広報・周知
燃料供給 (発災～ 発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に航空燃料の供給を要請
	(国への要請)
	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給（中核SS）
	中核SSへの燃料供給状況の確認
	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給（重要施設）
	重要施設への燃料供給状況の確認
国緊急災害対策本部に要請した航空燃料の供給	
航空燃料への燃料供給状況の確認	

¹⁴ 重要施設…災害対策本部となる官公庁舎、災害拠点病院、防災関連施設等、災害応急対策の実施のために不可欠と判断する施設で、優先供給すべき施設として県が指定するもの。「別紙●（対外非公表）」

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

（1）活動内容

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関しては、県は、県石油商業組合から県内の中核給油所（中核SS）の稼働状況や燃料在庫状況の情報収集を行い、災害応急対策活動に従事するものとして証明書が交付された車両に燃料供給する。また、県内の燃料で供給できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から燃料供給を行う。

重要施設への燃料供給に関しては、県は、重要施設へ燃料供給の必要性を照会し、収集した情報を基に、県石油商業組合に対し燃料供給の要請を行い、燃料の配送を行う。県内の燃料で対応できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟や全国石油商業組合連合会に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から重要施設への燃料供給を行う。

（2）燃料供給の拠点

① 中核給油所（中核SS）

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）。災害応急対策活動に従事する車両に優先的に供給する給油所。
「別紙●（対外非公表）」

② 小口燃料配送拠点

平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）で、災害発生時には小型タンクローリーにより重要施設への燃料配送を行う。
「別紙●（対外非公表）」

③ 製油所

原油を受入れ、これを精製してガソリン、灯・軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場。

第2節 関係機関の役割（燃料供給）

第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス 供給担当)	<中核給油所（中核SS）関係> ・中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の確認及び情報提供 <重要施設への燃料供給> ・燃料供給のニーズ調査 ・県石油商業組合や国の緊急災害対策本部に対する燃料供給の要請 ・燃料供給状況の把握 ・重要施設への道路啓開情報の収集 <製油所関係> ・製油所への道路等啓開情報の収集

2 国等

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部・資源エネルギー庁	・広域的な燃料供給の調整
石油連盟 (県外・全国組織)	・石油元売各社に対する燃料供給の依頼
全国石油商業組合 連合会	・被災県以外の石油商業組合に対する燃料供給の依頼

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請

第2 燃料供給を行う機関

1 県内関係機関

関係機関	主な役割
県石油商業組合	・小口燃料配送拠点に対する燃料配送の依頼
中核SS	・燃料の供給
小口燃料配送拠点	・燃料の配送

第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 緊急通行車両等事前届出制度の活用

県は、防災関係機関等に対し、あらかじめ緊急通行車両として使用が想定される車両について、緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用について周知する等、事前の備えに努める。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 緊急通行車両証明書の交付

警察（交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署）は、緊急通行車両等の事前届出に基づき、緊急通行を行う車両の証明書等の交付を行う。

2 中核SSの被害状況等の収集

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、国による重点的かつ継続的な燃料供給が行われる中核SSにおいて、災害応急対策活動に従事する車両（自衛隊・消防・警察等の関係車両、緊急物資輸送車両、道路啓開作業用重機、その他必要な車両等）に対する優先的な給油が実施されるよう、県石油商業組合へ中核SSの被害状況や燃料の在庫状況を確認する。

3 災害応急対策活動に従事する車両への情報提供と燃料供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報を、災害応急対策活動に従事する車両の関係機関へ提供し、災害応急対策活動に従事する車両に対して燃料供給を行う。

4 県民への広報・周知活動

中核SSでは、多数の給油希望者が集中することによる混乱が想定されるため、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県民に対して一般車両への給油体制に関する情報を県石油商業組合から収集し、適切に広報・周知し、給油施設での混乱防止に努める。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、中核SSにおける燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報について共有を行い、燃料の枯渇が想定される場合は燃料供給を要請する。

2 燃料供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて石油連盟に対し、燃料供給体制の構築を行うよう要請する。石油連盟は、県内外の製油所から石油元売各社（県内外）を通じて、県内の中核SSに対して燃料供給を行う。

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合を通じて、上記による燃料供給状況を確認する。

第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 重要施設の指定

県は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定しておく。

県は、重要施設の指定にあたっては、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ確認するとともに、県石油商業組合との間で、指定施設の情報を共有する。

県は、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として重要施設管理者が負担することについて、事前の合意を得ることとする。

2 自衛的備蓄による事前準備

重要施設の施設管理者は、平時より災害発生時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下「自衛的備蓄」という。）を行い、事前の備えに努めるとともに、県は、重要施設の燃料の備蓄状況を把握する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 重要施設における燃料確保の実施

重要施設の施設管理者は、災害発生時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。

2 重要施設の燃料供給ニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設に対して燃料供給のニーズ調査を行う。

燃料の確保方法については、重要施設の施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、重要施設の施設管理者は、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）に対し燃料確保を要請する。その際、燃料供給に必要な設備等の情報及び燃料が枯渇するまでの期間を報告する。

3 県石油商業組合への要請と燃料配送

要請を受けた県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合に対し、協定に基づく重要施設への燃料供給を要請する。

県石油商業組合は、小口燃料配送拠点より重要施設への燃料配送を行うこととするが、燃料調達が困難な場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）に報告する。

4 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プ

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／業務継続が必要な重要施設への燃料供給

ラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県石油商業組合へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合による燃料供給だけでは燃料調達に困難と認められた場合、県内の重要施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。

優先順位の決定にあたっては、災害応急対策や医療活動を行うために必要な県、市町、警察、消防、病院等の施設を最優先とし、ライフライン施設（電気、ガス、浄水場、下水場、排水場、放送、交通）を最優先施設に準ずるものとする。ただし、重要施設からの要請量や切迫度に応じて臨機応変に対応するものとする。

なお、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設における燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と重要施設の燃料の確保状況について共有する。

2 燃料供給の受入れ対応

国へ要請した燃料供給は、石油連盟及び全国石油商業連合会を通じて行われる。県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、これらの燃料配送の決定・配送予定日の報告を受け、重要施設への燃料供給の情報を確認する。

重要施設の施設管理者は、要請した燃料供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 重要施設以外からの要請への対応

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設に指定されていない施設から燃料供給の要請があった場合には、その緊急性・必要性を考慮し、当該施設への燃料供給について、国の緊急災害対策本部へ要請する等適切に対応する。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、石油連盟及び全国石油商業連合会へ情報提供する。

第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

第1 県内での対応

県内各地に備蓄している航空燃料は、「別紙●（対外非公表）」のとおりである。県総括部隊（救助班・航空担当）は、県内各地に備蓄している航空燃料で対応できない場合、平時に供給している契約業者に対して、航空燃料の供給を要請する。

第2 国への要請

県総括部隊（救助班・航空担当）は、契約業者の納入期日や供給可能量を確認するとともに、供給が間に合わず航空燃料の不足が見通される場合や、調達が困難となった場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）を通じて、国緊急災害対策本部へ航空燃料の供給を要請する。

第3 燃料供給の受入れ対応

受入れ対応は、県総括部隊（救助班・航空担当）が指定する場所にて航空燃料を受入れる。また、供給完了後は、県総括部隊（救助班・航空担当）から県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

第6節 製油所からの燃料輸送

県石油商業組合との調整による燃料調達が困難な場合、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。当該要請に基づき、国の緊急災害対策本部から要請を受けた石油連盟にて、県外または県内（被災していない場合）の製油所からの燃料配送が調整される。

当該配送に対処するため、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、図表6-3に示す県内の製油所への道路啓開、航路啓開に関する情報について、県社会基盤対策部隊から収集し、石油連盟へ提供する。

製油所は、大規模災害発生時において、県内又は県外への中核SS、小口燃料配送拠点への燃料供給を行うことを目的としたものであり、輸送先の決定については、石油連盟が行う。

図表 6-3 製油所の指定

県内の製油所名	所在地
コスモ石油 四日市製油所	三重県四日市市
昭和四日市石油 四日市製油所	三重県四日市市

第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確保出来ないことが想定される。

このような想定の下、国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、重要施設に対して必要な電力及びガスを確保し臨時供給¹⁵する。

この「電力・ガスの臨時供給に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設に対して必要な電力・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

電力・ガスの臨時供給に関する活動期間は、災害発生後約6～8週間程度を対象とする。

¹⁵ 臨時供給（電力）について…平時は、送電線等を経由して電力供給をしているが、災害発生後は、断線等により送電線からの電力供給が停止した場合、一般送配電事業者は速やかに送電線等を復旧（系統の復旧を実施）し、電力供給を行うこととなる。送電線が復旧するまでの間、重要施設へ電源車を用いて臨時的な電力供給を行うことを「臨時供給」としている。

臨時供給（ガス）について…平時は、ガス導管を経由してガス供給をしているが、災害発生後は、ガス導管の損傷等によりガス供給が停止した場合、一般ガス導管事業者は速やかにガス導管等を復旧し、ガス供給を行うこととなる。ガス導管が復旧するまでの間、重要施設へ移動式ガス発生設備やポンペを用いた臨時的なガス供給を行うことを「臨時供給」としている。

【タイムライン】

区分	行動項目
電力の臨時供給 (発災～ 発災後12時間)	重要施設への電力の臨時供給のニーズ調査
	県内一般送配電事業者に重要施設への電力の臨時供給を要請
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
電力の臨時供給 (発災～ 発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設への電力の臨時供給を要請
電力の臨時供給 (発災～ 発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請した電力の臨時供給
	重要施設への電力の臨時供給状況の確認

区分	行動項目
ガスの臨時供給 (発災～ 発災後12時間)	重要施設へのガスの臨時供給のニーズ調査
	県内一般ガス導管事業者に重要施設へのガスの臨時供給を要請
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
ガスの臨時供給 (発災～ 発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設へのガスの臨時供給を要請
ガスの臨時供給 (発災～ 発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請したガスの臨時供給
	重要施設へのガスの臨時供給状況の確認

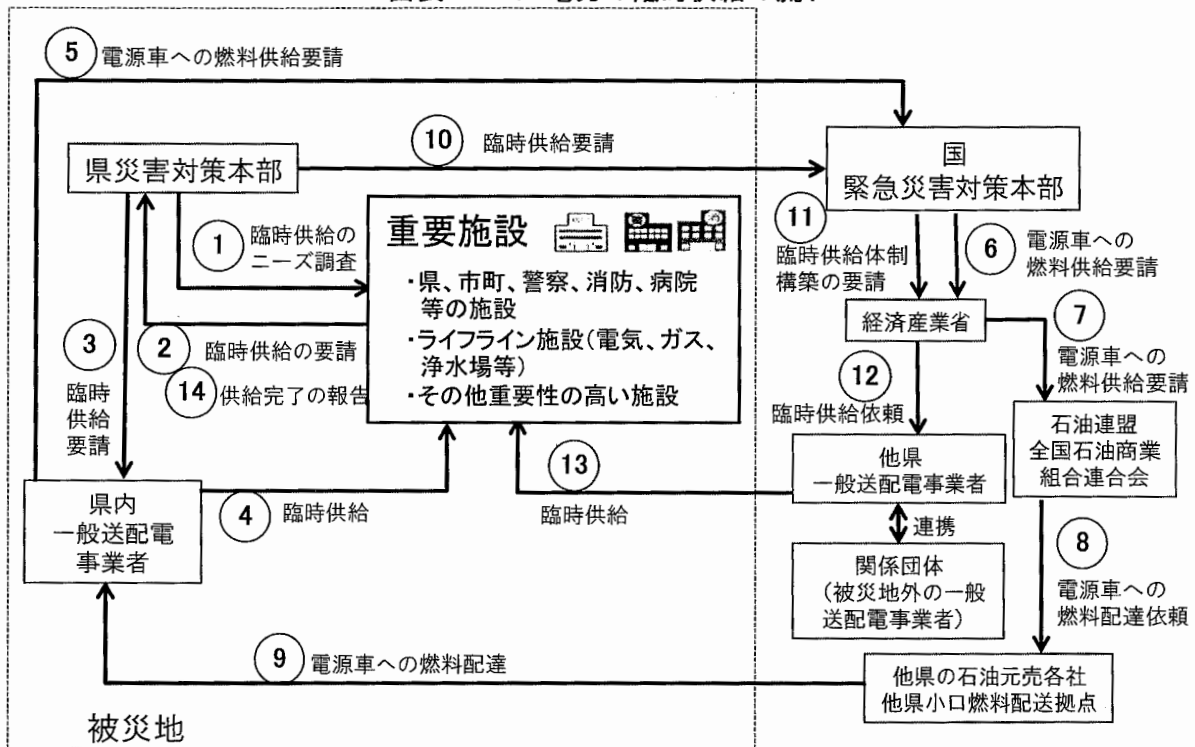
第3 概要（電力）

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県は、重要施設に対し電力の臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般送配電事業者に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他県の一般送配電事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表 6-4 電力の臨時供給の流れ



(2) 電力の臨時供給の拠点

① 一般送配電事業者

日本の電気事業法に定められた電気事業者の類型の一つで、送電線、変電所等を維持・運用し、電気を供給することを主な事業とする事業者で、災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を行う。

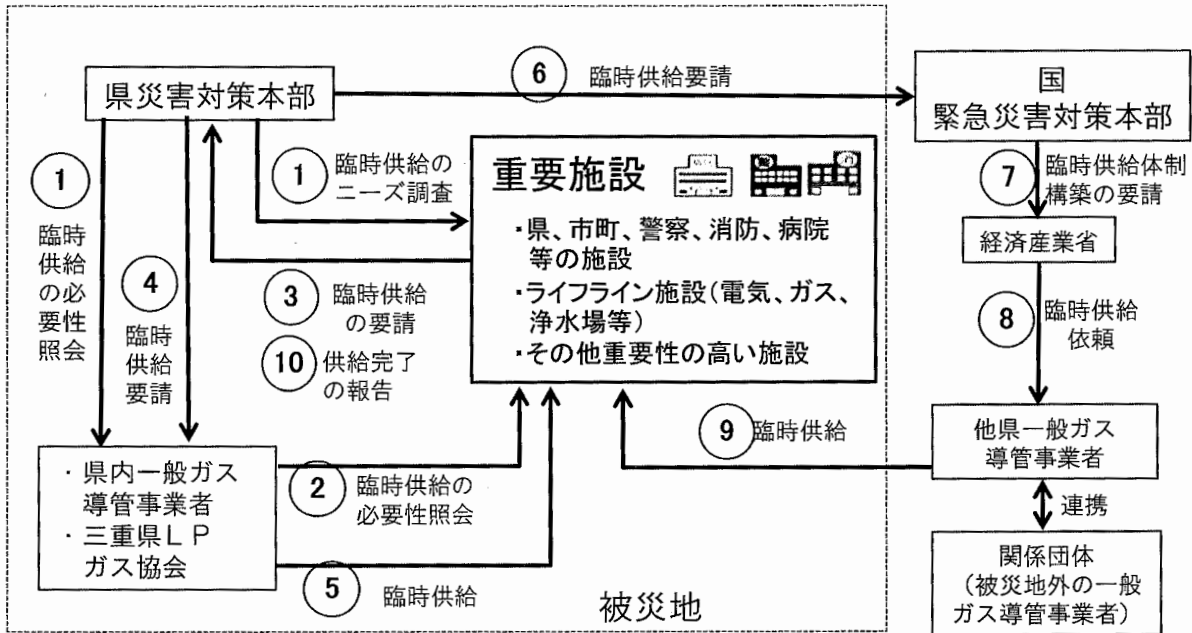
第4 概要（ガス）

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県は、重要施設又は県内一般ガス導管事業者へガスの臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他県の一般ガス導管事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表 6-5 ガスの供給体制



(2) ガスの臨時供給の拠点

① 一般ガス導管事業者

ガス製造事業者から導管やローリー車等により、ガス供給を行う事業者で、供給区域内で、導管等を維持・運用し、ガスを供給することが主な事業となる。災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を行う。

第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）

第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス供給担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設に対する臨時供給ニーズ調査 ・県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部 ・経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な電力供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 電力の臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設への臨時供給 ・電源車への燃料供給の要請

第9節 電力の臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般送配電事業者と共有する。

第2 災害発生時時の対応（県内での対応）

1 電力の臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、電力の臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般送配電事業者への要請と臨時供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般送配電事業者へ情報提供する。

第3 災害発生時時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県内一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設への電力の臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、経済産業省を通じて、他県一般送配電事業者に臨時供給を要請する。

重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況 of 情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート of 被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県一般送配電事業者へ情報提供する。

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／関係機関の役割（ガスの臨時供給）

第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）

第1 指揮・調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 （燃料・電力・ガス供給担当）	・重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・県内一般ガス導管事業者や緊急災害対策本部への臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部・経済産業省	・広域的な臨時供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 ガスの臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般ガス導管事業者	・重要施設への臨時供給
三重県LPガス協会	・重要施設への臨時供給

第11節 ガスの臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般ガス導管事業者と共有する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 ガスの臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、直接又は県内一般ガス導管事業者等を通じて、ガスの臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般ガス導管事業者等への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設へのガスの臨時供給を、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し要請する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、一般ガス導管事業者等との間で、優先すべき重要施設へのガスの臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国の緊急災害対策本部は、経済産業省を通じて、他県一般ガス導管事業者に臨時供給を要請する。

重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県一般ガス導管事業者へ情報提供する。

【平成28年熊本地震における事例】

関係機関との連携と担当部署の設置が重要

熊本地震発生前の総合防災訓練に参加している機関や平時から業務上の関わりがある機関については、燃料調達について円滑に連携できたが、平時における業務上の関連が少ない機関とはうまく連携が取れなかった。また、発災時に燃料関係を調整する部署を設けていなかったことから、燃料関係の調整がスムーズに進まなかった。

このことから、燃料調達に関する担当部署を設置するとともに、当該担当による関係機関との平時における連絡調整を行うことが重要である。

(資料)「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

緊急車両認定の周知等事前準備

熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。

このため、緊急車両認定について、関係者間で情報共有・事前準備が必要である。

(資料)「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要

熊本地震では、本震で最大476.6千戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国(経済産業省)、電力会社が連携しながら50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機によるスポット送電を実施する等、臨機供給が行われた。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給する等の臨時供給が行われ、被災者の生活支援に寄与ができた。

このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の方法や体制についてあらかじめ計画しておくことが必要である。

(資料)「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

重要施設へのガスの臨時供給の実施記録

熊本地震では、ガスの臨時供給は、病院23箇所、宿泊施設6箇所、老健施設4箇所、公衆浴場1箇所、小計34箇所に対して行われている。臨時供給期間としては、4月16日に開始され、4月29日まで実施された。施設により、設置・撤去期間は異なり、また、必要量に応じてポンプ交換等も行われている。

(資料)「平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策検討報告書(参考資料)」(平成29年3月：産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会)

第7章

ボランティアの受入れ に関する計画

目 次

第7章 ボランティアの受入れに関する計画.....	121
第1節 要旨	121
第1 目的	121
第2 計画に基づく活動期間	122
第3 概要	123
第2節 関係機関の役割	127
第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	127
第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関	128
第3節 ボランティアの受入れ	129
第1 初動	129
第2 受入れ調整	129
第3 支援活動及び調整	130

第7章 ボランティアの受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生する。

このため、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、多分野のボランティア¹⁶が、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要がある。

このような想定の下、みえ災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）幹事団体¹⁷は、協働で支援センターの設置・運営を行うとともに、災害支援活動を行う団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、行政等）と情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し対応する。

この「ボランティアの受入れに関する計画」は、被災地及び被災者の速やかな復旧につなげることを目的とし、関係機関の連携体制や適切な情報発信についてあらかじめ整理するなど、ボランティアの受入れと支援活動等について定める。

¹⁶ ボランティア

・ボランティアは、共感にもとづいて活動するもので、災害ボランティアセンターに駆けつける個人・グループだけでなく、経験や専門性を生かした組織的な活動を含む。

¹⁷ みえ災害ボランティア支援センター幹事団体

・特定非営利活動法人みえ防災市民会議
 ・特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
 ・三重県ボランティア連絡協議会
 ・公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
 ・日本赤十字社三重県支部
 ・社会福祉法人三重県社会福祉協議会
 ・三重県

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から支援センターが閉鎖されるまでとする。

なお、南海トラフ等の大規模地震発生時には、災害規模や現地の状況によって変動するが、東日本大震災と同様に数年の活動期間となることが想定される。

【支援センターの設置基準】

- (1) 災害が発生し、県内に現地災害ボランティアセンター（以下「現地センター」という）が設置された場合又は常設の現地センターが災害時体制へ移行した場合
- (2) 県内に震度6弱以上¹⁸の地震が発生した場合
- (3) 幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合

【支援センターの閉鎖基準】

幹事団体は、下記の基準に基づき、閉鎖の時期を検討する。

また、可能な限り、現地センターの責任者の意向を事前に確認することとする。

- (1) 県内の現地センターがすべて閉鎖し、常設のセンターが平常時体制へ移行するとき
- (2) 復旧活動において、支援センターの役割が概ね終了したと幹事団体が判断したとき
- (3) 復興活動を引き継ぐ組織が立ち上がったとき

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後2日目)	支援センターの設置（自動設置）
	被災状況等の情報収集と情報共有
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	現地センター設置状況の情報収集
	支援センター臨時会の開催、体制整備
受入れ調整 (発災～発災後3日目)	現地センター立ち上げにかかる支援 (必要に応じて被災地及び現地センターに支援要員を派遣)
	現地センターの運営にかかる後方支援（県内外への情報発信等）
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築支援
	県災害対策本部関係部隊等との連携・調整

¹⁸ 広域受援計画において、国のプッシュ型支援等が開始される判断基準は震度6強以上の地震の発生で適用となっているが、支援センターの設置は、震度6弱以上を基準としている。本計画では、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定しているため、支援センターは災害発生とともに自動設置となる。

第3 概要

1 ボランティア受入れの活動内容

(1) 立ち上げ期

大規模災害発生時では、支援センターは県域の後方支援拠点として、ボランティアな「ひと（ボランティア人材）」・「もの（活動資機材）」・「金（活動支援金・助成金）」・「情報（知恵・ノウハウ・法令等制度支援）」の受け皿になる。

立ち上げ期においては、外部から駆けつける中間支援型支援者やプログラム提供型支援者、資金助成・資機材提供型支援者とともに三重県域協働プラットフォームを構築し、現地センターの立ち上げ支援やプログラム提供型支援者のマッチングを行う活動が中心となる。（図表7-1）

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、県災害対策本部と様々な活動状況を共有する。

(2) 復旧期

復旧期になると、被災者の多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整い始めるため、よりきめ細かな対応が可能となる。このため、この時期には、市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらを繋ぐ市民活動センター等と協働で、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、ボランティアのマッチングなどの活動を行う。

支援センターは、中間支援型支援者や資金助成・資機材提供型支援者とともに、現地協働プラットフォームを構築するための支援を行う。（図表7-2）

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、県災害対策本部と様々な活動状況を共有する。

2 活動拠点

(1) 支援センター

原則として、以下の場所に設置する。

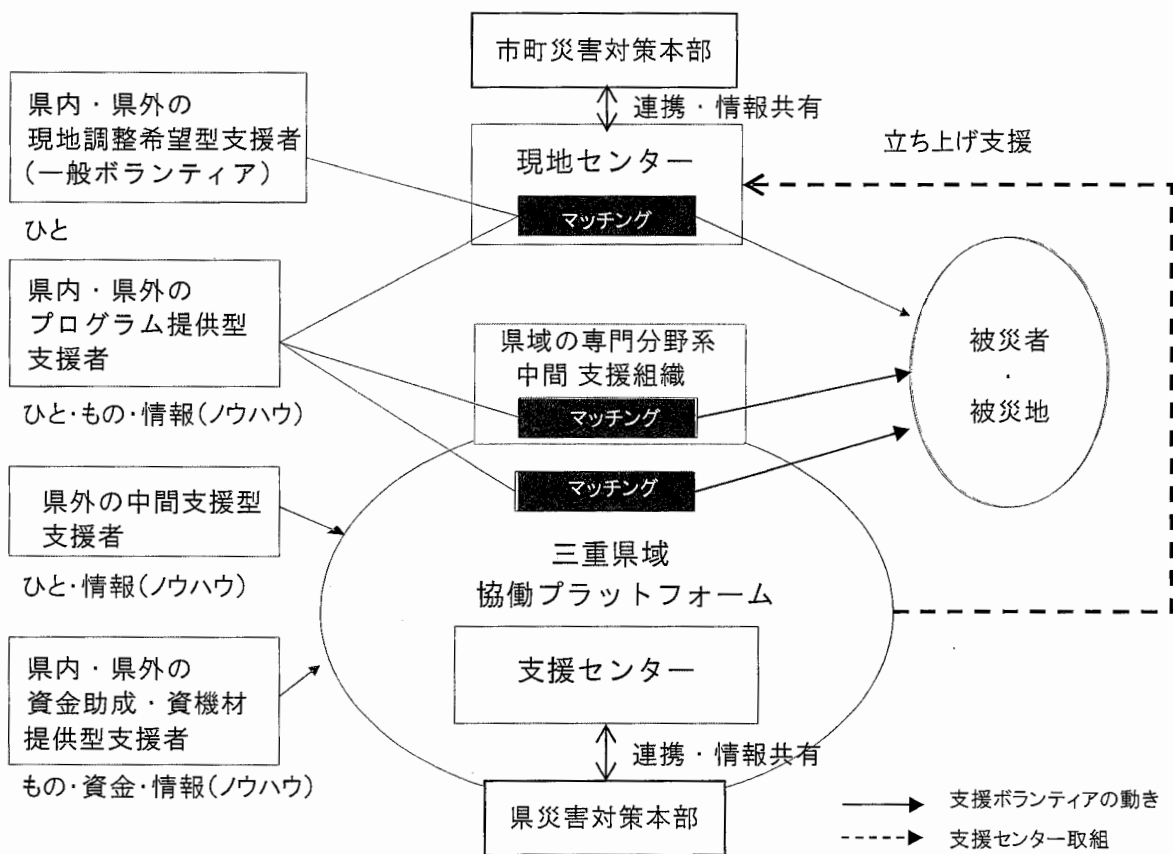
三重県津市羽所町700番地 アスト津3階 みえ県民交流センター内

(2) 現地センター

被災状況に応じて設置場所を決定する。

図表 7-1 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図

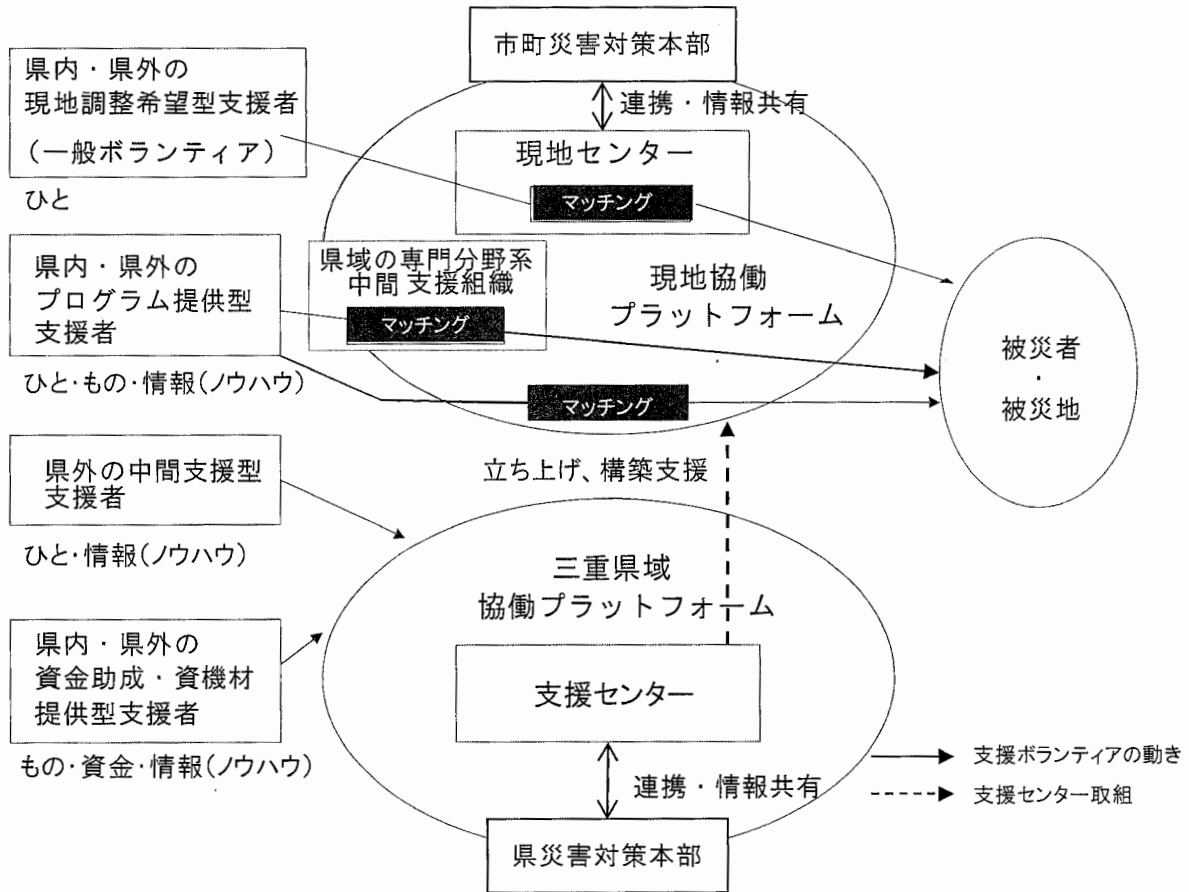
〈立ち上げ期〉



- ・ 現地センターは、大量のボランティアと被災者ニーズ・困りごとをマッチングする拠点である。
- ・ 三重県域協働プラットフォームは、支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、県域の専門分野系中間支援組織、県外の間接支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者など様々な関係者が参加し、各団体の情報共有、連絡調整の役割を担う。また、立ち上げ期には、一部のマッチング機能も担う。
- ・ 現地調整希望型支援者（一般ボランティア）は、現地センターに駆けつけ、ニーズとのマッチングを受けて活動する。
- ・ プログラム提供型支援者は、直接、現地センターに駆けつけることが多いが、県域でニーズのマッチングを受けることもある。また、県域の専門分野系中間支援組織の支援を受けながら活動することもある。
- ・ 県外の間接支援型支援者は、協定によらず自らの判断で支援センターに入り情報収集を行う。

図表 7-2 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図

〈復旧期〉



- ・ 現地協働プラットフォームは、多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整ってくる時期に、被災地により近い場所に構築され、市町災害対策本部、現地センター、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらを繋ぐ市民活動センター等の情報共有・連絡調整の場として運営される。市町単位や複数市町にまたがって構築される。
- ・ 三重県域協働プラットフォームは、復旧期には、現地協働プラットフォームにおいて対応困難な課題等についての支援のための調整を担う。

3 ボランティアの種類と活動内容

被災地において、ボランティアが行う支援活動には、主に以下のようなものがある。被災者の個々のニーズに合わせ、必要とされる支援の内容は多岐にわたる。災害ボランティアによる活動は、被災者の個々のニーズに合わせ、その支援活動が実施される。

図表 7-3 ボランティアの種類と活動内容の例

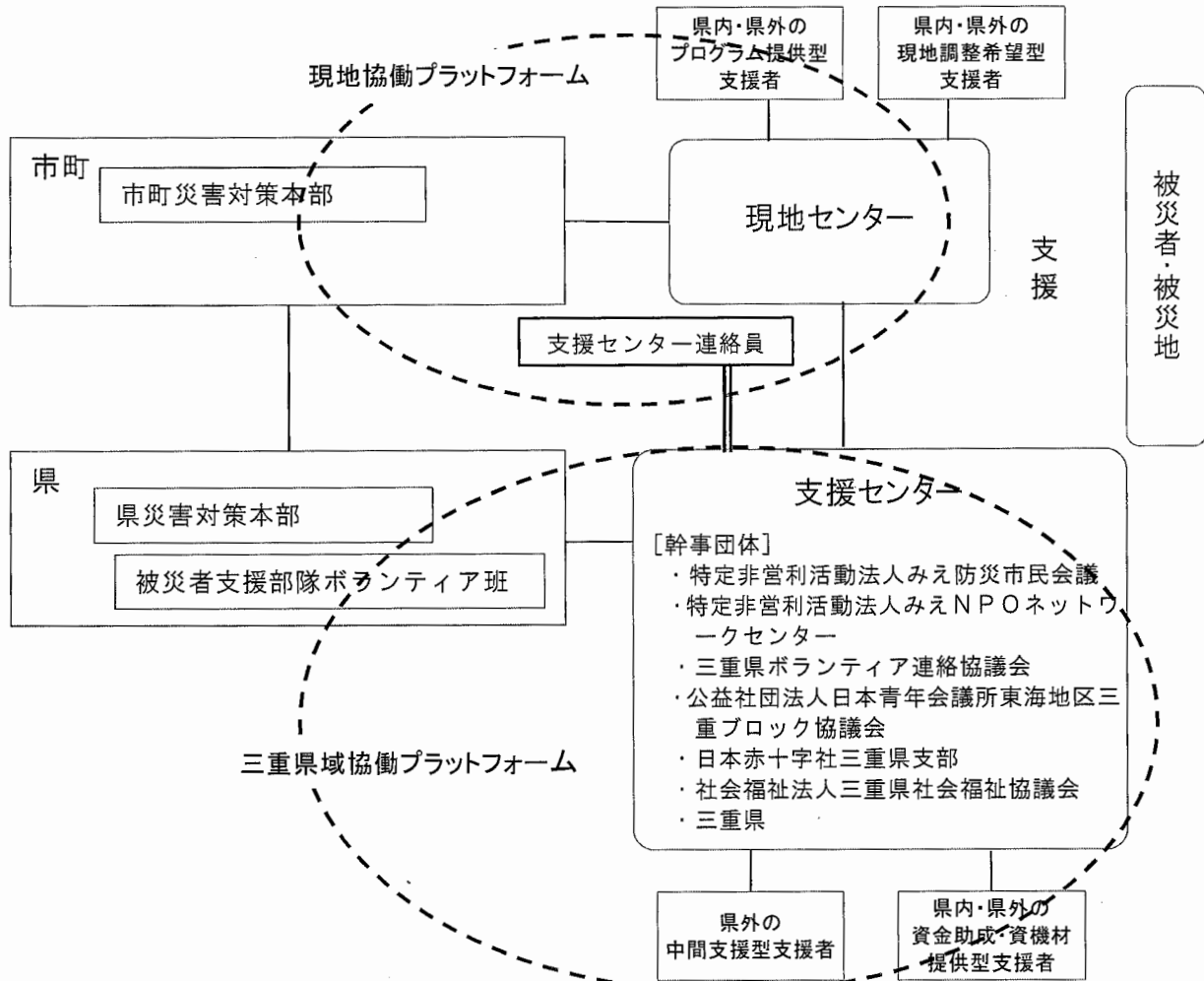
	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活動を行う者	【現地調整希望型支援者】 現地センターで活動コーディネートを希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ（いわゆる「一般ボランティア」）	〈立ち上げ期／復旧期〉 被災地	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など
	【プログラム提供型支援者】 提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等	〈立ち上げ期／復旧期〉 被災地	・炊き出し、食事の提供 ・避難所（在宅避難者を含む）の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・産業復興や祭り、まちづくり支援 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など
災害支援活動を支援する機関	【地域の専門分野系中間支援組織】 各分野で中間支援 ¹⁹ を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体（1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。）	〈立ち上げ期〉 三重県域協働プラットフォーム 〈復旧期〉 現地協働プラットフォーム	・外国人等の支援・調整 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・子どもや子育て世代への支援・調整 ・医療分野の支援・調整 ・ボランティアセンター運営 など
	【県外の中間支援型支援者】 現地センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体	〈立ち上げ期／復旧期〉 三重県域協働プラットフォーム	・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート など
	【資金助成・資機材提供型支援者】 資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等	〈立ち上げ期／復旧期〉 三重県域協働プラットフォーム	・資金助成 ・資機材の提供 など

¹⁹ 中間支援：被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと

第2節 関係機関の役割

第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関

図表 7-4 ボランティアの受入れにおける県・市町の体制



1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への支援
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援 ・災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・県災害対策本部との情報共有・連携

2 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応
現地災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・市町災害対策本部との情報共有・連携

第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県域の専門分野系中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援
県外の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・現地センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整 （例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JV OAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P））
資金助成・資機材提供型の支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供

第3節 ボランティアの受入れ

第1 初動

1 支援センターの設置（自動設置）

大規模災害発生時、支援センターは、支援センターの設置基準に基づき自動設置される。

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、初動以降、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で意思決定に関わる。

2 被災状況等の情報収集と情報共有

支援センターは、発災後速やかに被災状況等の情報収集と情報共有を行う。

県被災者支援部隊ボランティア班は、県災害対策本部内で支援センターの設置や被災状況等を共有する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県被災者支援部隊ボランティア班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、市町ボランティア担当課、関係団体等と共有する。

4 現地センター設置状況の情報収集

市町災害対策本部、市町社会福祉協議会は、関係機関と連携・協働し、市町の被災状況に応じて現地センターや「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、支援センターとの連携をはかりながら、地域内外からのボランティアを円滑に受入れる。

支援センターは、現地センターの設置状況にかかる情報を収集する。

5 支援センター臨時会の開催、体制整備

支援センターは、臨時会を開催し、支援センター長の選任、活動内容・活動期間の検討、事務局体制の決定等、支援センターの体制を整備し、活動を開始する。

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターの臨時会に出席し意思決定に関わる。

第2 受入れ調整

1 現地センター立ち上げにかかる支援

支援センターは、現地センターの設置状況を把握し、必要に応じて、県外の間接支援型支援者と協働で、支援センターから、現地センターへ支援要員を派遣し、現地センターの立ち上げにかかる支援を行う。

県被災者支援部隊ボランティア班は、県災害対策本部内で現地センターの設置状況を共有する。

第3 支援活動及び調整

1 現地センターの運営にかかる後方支援

現地センターは、被災地における多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供などの必要な支援を行う。

支援センターは、現地センターの活動状況や現地ニーズを把握し、県内外へ情報発信することで、ボランティア活動への参加促進や、ボランティア受入の過不足等の地域差・地域差の解消につなげる。

また、市町や市町社会福祉協議会、NPO等の関係機関との連絡・調整や、センター間の広域的なコーディネートを行うことにより、現地センターの活動を支援する。

2 高い専門性を持つプログラム提供型支援者への支援

支援センターは、現地センターでは対応しきれない様々な課題を持つ被災者と、子育てや障がい、外国人等、それぞれ高い専門性や支援のノウハウを持つボランティア・NPOとが速やかにマッチングできるよう、情報提供や連絡・調整を行う。

3 三重県域協働プラットフォームの構築

支援センターは、災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、県災害対策本部関係部隊等）と情報共有、連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築し、関係団体が相互に連携することで、より効果的・効率的な支援活動を実現する。

4 現地協働プラットフォームの構築支援・情報共有

支援センターは、現地協働プラットフォームが構築できるよう支援する。

市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらを繋ぐ市民活動センター等と協働で、支援センターの支援を受けながら、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、情報共有、連絡調整を行う。

支援センターは、現地協働プラットフォームへ連絡員（リエゾン）を派遣し、情報共有を行う。

5 県災害対策本部関係部隊等との連携・調整

県被災者支援部隊ボランティア班は、三重県域協働プラットフォームや現地協働プラットフォームなどを通じて得られた被災者の課題について、県災害対策本部関係部隊や課題解決のために必要な関係機関と連携、調整を行う。

市町災害対策本部は、現地協働プラットフォームなどを通じて支援団体との連携、調整を行う。

6 災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援

県被災者支援部隊ボランティア班は、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、災害支援団体が行う支援活動を支援する。

【平成28年熊本地震における事例】

JVOADと地元NPO団体のマッチング（火の国会議）

①NPO間の連携会議

4月19日以降、毎日19時に熊本県庁にてNPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」（火の国会議）が始まり、被災地域や避難所の情報共有だけでなく、NPO等が相互に補完するための調整を行うと同時に、新たに熊本入りしたボランティア活動を行う団体に対して情報入手の場としての機能を発揮した。

1. 支援団体の活動を12の分野に区分し、各分野毎に活動団体同士の連携を図り、避難所間の格差を解消
2. NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りを決定
3. 参加NPO等が熊本県内の避難所のアセスメントを実施し、行政機関への報告

②行政機関との連携会議

NPO間の連携体制は整ったものの、行政機関との連携の充実を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を4月25日より2回／週の頻度で開催した。また、政令市である熊本市も同様な会議体が必要と捉え、5月13日より熊本市、熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議も県と同様に開催し、行政の対処方針をNPOへ提供し、NPOから得られた避難所での課題もスピーディに行政へ伝える機能が確立できた。

（資料）内閣府防災情報のページ「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」

http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/85/special_01.html

第7章 ボランティアの受入れに関する計画／ボランティアの受入れ

第8章

高齢者や障がい者等を支援
する職員（介護職員等）の
受入れに関する計画

目 次

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の 受入れに関する計画.....	135
第1節 要旨.....	135
第1 目的.....	135
第2 計画に基づく活動期間.....	135
第3 概要.....	136
第2節 関係機関の役割.....	137
第1 指揮または調整を行う機関.....	138
第2 介護職員等を派遣する関係団体.....	139
第3節 初動.....	140
第1 応援要請.....	140
第2 被災状況の収集.....	140
第4節 受入れ調整.....	142
第1 介護職員等の活動方針の決定.....	142
第2 介護職員等の受入れ・活動調整.....	142
第5節 支援活動及び調整.....	143
第1 介護職員等の活動支援.....	143

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、社会福祉施設や在宅の福祉サービス事業者の被災に伴う機能低下により、災害時の弱者である高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活に支障を来すことが想定される。

このような想定の下、国（厚生労働省）は、被災地の社会福祉施設等での高齢者や障がい者等の要配慮者の生活の確保、職員の負担軽減を図る観点から、被災県や全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携し、被災地に対して、広域的な介護職員等の応援派遣の調整を行うこととしている。

この「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」は、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から高齢者や障がい者等を支援する職員（以下「介護職員等」という。）の応援を円滑に受入れ、介護等の支援による心身のストレスの軽減を図るなど、災害時における要配慮者の避難生活の支援を実施することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

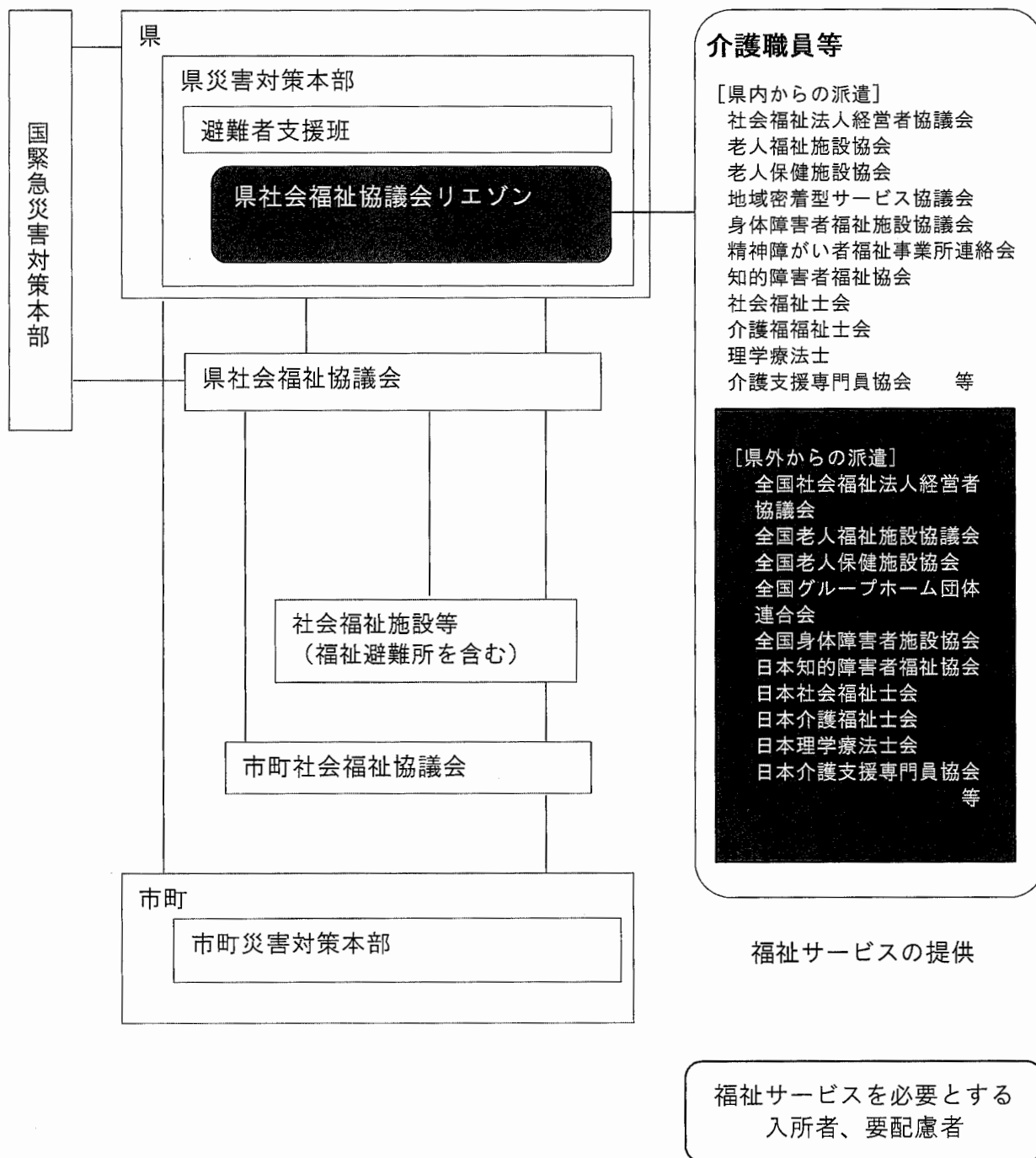
なお、介護職員の全国からの応援は、熊本地震において初めて実施され、介護職員等の派遣期間は5か月程度であったが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、それ以上の長期の活動期間となることが想定される。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	応援要請
	被災状況の収集と共有
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	介護職員等の活動方針の決定
	介護職員等の受入れ・活動調整
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	介護職員等の活動支援

第2節 関係機関の役割

図表 8-2 介護職員等の受入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会との連絡調整 ・ 被災施設からの派遣希望職員の情報集約 ・ 厚生労働省、県社会福祉協議会への派遣希望職員リストの情報提供 ・ 市町を通じた社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報集約 ・ 派遣された介護職員等の活動状況の把握
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との連絡調整 ・ 関係団体間と情報共有 ・ 厚生労働省との派遣可能な介護職員等のマッチング ・ 市町社会福祉協議会との情報共有 ・ 県へのマッチング後の派遣職員リストの提供

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・ 被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報収集 ・ 県へ社会福祉施設の被害状況の報告 ・ 市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会との情報共有 ・ 市町の社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報収集

第2 介護職員等を派遣する関係団体

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	派遣する介護職員等の職種
全国社会福祉法人経営者協議会	三重県社会福祉法人経営者協議会	介護職員等の派遣による高齢者、障がい者等への支援	訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士等
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会	三重県老人福祉施設協会		訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等
公益社団法人 全国老人保健施設協会	三重県老人保健施設協会		全国老人保健施設協会による（県単位では活動しない）
公益社団法人日本社会福祉士会	三重県社会福祉士会		社会福祉士
公益社団法人日本理学療法士協会	三重県理学療法士会		理学療法士
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	三重県介護支援専門員協会		介護支援専門員
公益社団法人 日本介護福祉士会	一般社団法人三重県介護福祉士会		介護福祉士
全国身体障害者施設協議会	三重県身体障害者福祉施設協議会		連絡調整のみ
—	三重県精神障がい者福祉事業所連絡会		精神保健福祉士、訪問介護員（確認中）
—	三重県地域密着型サービス協議会		訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	三重県知的障害者福祉協会		（確認中）
全日本ろうあ連盟	三重県聴覚障害者協会		言語聴覚士、手話通訳士

※想定する支援対象者

要介護高齢者、障がい児・者（視覚、聴覚、肢体、内部、知的、発達、精神）、妊産婦、乳幼児 等

第3節 初動

第1 応援要請

県被災者支援部隊避難者支援班は、被災施設等の派遣希望職員のニーズを把握し、国緊急災害対策本部と県社会福祉協議会に情報提供するとともに応援要請を行う。

第2 被災状況の収集

1 被災情報の収集・整理

県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部から被災状況を収集・整理し、社会福祉施設、福祉避難所等の被災状況を随時把握する。

なお、社会福祉施設等については、入所系施設、通所系施設等を中心に状況把握を行う。

図表 8-3 被災情報を収集する施設等一覧

分類	施設等
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション） ・ 短期入所施設 ・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護） ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型） ・ 障害者グループホーム ・ 短期入所施設
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、認可外保育所

2 被災情報の共有

県被災者支援部隊避難者支援班は、以下の情報について県社会福祉協議会と共有する。

図表 8-4 共有する情報一覧

大項目	小項目
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	・施設、サービス事業所（有or無）
ライフライン・サプライ状況	・電気の使用状況 ・水道の使用状況 ・食糧の使用状況 ・介護用品等の使用状況 ・不足している介護用品等（自由記載）
福祉施設等の機能	・現在、入所・受入をしている通所系サービスの継続可否（可or不可）
現在の入所者・通所系サービス利用者数状況	・現在の入所者数 ・発災時に利用している通所系サービス利用者数
今後、転送（他施設等）が必要な入所者・サービス利用者数	・現在の状況で継続的な対応が不可な入所者数 ・現在の状況で継続的な対応が不可なサービス利用者数
今後、受入れ可能な要援護者数等	・受入れ可能な要援護者数等（種別、人数）
職員数	・出勤職員数（職種別） ・入所施設以外の通所系事業所の今後出勤可能職員数（職種別） ・今後必要なその他出勤人数（総数、職種別） ・不足している職員数（職種別）

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況 of 情報収集と共有

県被災者支援部隊避難者支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県社会福祉協議会、市町、関係団体、社会福祉施設等と共有する。

第4節 受入れ調整

第1 介護職員等の活動方針の決定

県被災者支援部隊避難者支援班は、被災状況と被災施設等の派遣希望職員のニーズををふまえ、介護職員等の活動方針を決定する。

第2 介護職員等の受入れ・活動調整

県被災者支援部隊避難者支援班は、県社会福祉協議会及び市町災害対策本部と活動方針を共有した上で、国と県社会福祉協議会が行う派遣可能な介護職員等のマッチングにより、実際に派遣された職員の情報を派遣先の社会福祉施設等から収集し、施設側の希望に合致していない場合は、再度のマッチングを県社会福祉協議会に依頼する。

図表 8-5 介護職員等の主な活動場所

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・福祉避難所指定の高齢者入所施設
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション）
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、理学療法士、	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所施設
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、理学療法士、言語聴覚士、	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護）
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・福祉避難所指定の障害者入所施設
看護師、理学療法士、訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型）

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／支援活動及び調整

介護職員等の職種	活動場所
介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、看護師	・ 障害者グループホーム
保育士、看護師	・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 福祉避難所指定の児童養護施設
保育士、看護師	・ 母子生活支援施設
保育士	・ 保育所・幼稚園、認定こども園、認可外保育所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、訪問介護員、看護師、保育士	避難所（福祉避難所以外のもの）

第5節 支援活動及び調整

第1 介護職員等の活動支援

県被災者支援部隊避難者支援班は、介護職員等が円滑に活動できるよう、緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報を、県社会福祉協議会、市町、関係団体、社会福祉施設等と共有し、介護職員等の活動を支援する。

また、医療活動との連携を図るため、県地方災害対策部被災者支援班は、保健所等の被災現地で開催される関係者の連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図る。収集した情報は県被災者支援部隊避難者支援班と共有する。

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／支援活動及び調整

第9章

自治体応援職員の 受入れに関する計画

目 次

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画.....	147
第1節 要旨	147
第1 目的	147
第2 計画に基づく活動期間	147
第3 概要	148
第2節 関係機関の役割	151
第1 自治体応援職員を受入れる機関	151
第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関	151
第3 自治体応援職員の派遣を行う機関	151
第3節 一般事務職員の受入れ	152
第1 初動	152
第2 受入れ調整	152
第3 支援活動及び調整	153
第4節 専門職種職員の受入れ	154
第1 初動	154
第2 受入れ調整	154
第3 支援活動及び調整	154
第4 主な専門職種職員の受入れ	155
第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理	157
第1 受援状況の進行管理	157
第6節 市町における自治体応援職員の受入れ	157
第1 平時の取組	157
第2 災害発生時の活動	157
第7節 自治体応援職員の業務内容	159
第1 県の業務	160
第2 市町の業務	166

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部活動のほか、物資支援体制の確立、被災証明業務、被災者の健康管理など膨大な災害対応業務が発生し、県及び市町の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。

このような想定の下、他の自治体は、要請に基づき数多くの自治体応援職員を派遣することとしている。

この「自治体応援職員の受入れに関する計画」は、県及び市町が、自治体応援職員を円滑に受入れるとともに、最大限有効に活用し、被災者支援を実施することを目的として、自治体応援職員の受入れと支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

なお、南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、東日本大震災時と同程度の期間を要することが想定される。東日本大震災時において、短期派遣職員については自治体応援職員数のピークは災害発生から1～2か月程度であり、中長期派遣職員については現在も派遣が継続されていることから数年の活動期間となることが想定される。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	応援要請
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集
受入れ調整 (発災～発災後3日目)	対口支援団体の決定
	自治体応援職員の配置調整
支援活動び調整 (発災～発災後3日目以降)	自治体応援職員の活動支援
	受援調整会議の開催等による自治体応援職員の受援状況の進行管理

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

全国知事会（事務局）、全国市長会及び全国町村会、総務省、指定都市市長会を構成団体とした被災市区町村応援職員確保調整本部は、自治体応援職員の派遣調整を行う。

県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：全国知事会（事務局）、全国市長会、全国町村会、総務省、被災地域ブロック幹事都道府県、指定都市市長会等）が設置され、発災した日の翌々日までに、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。

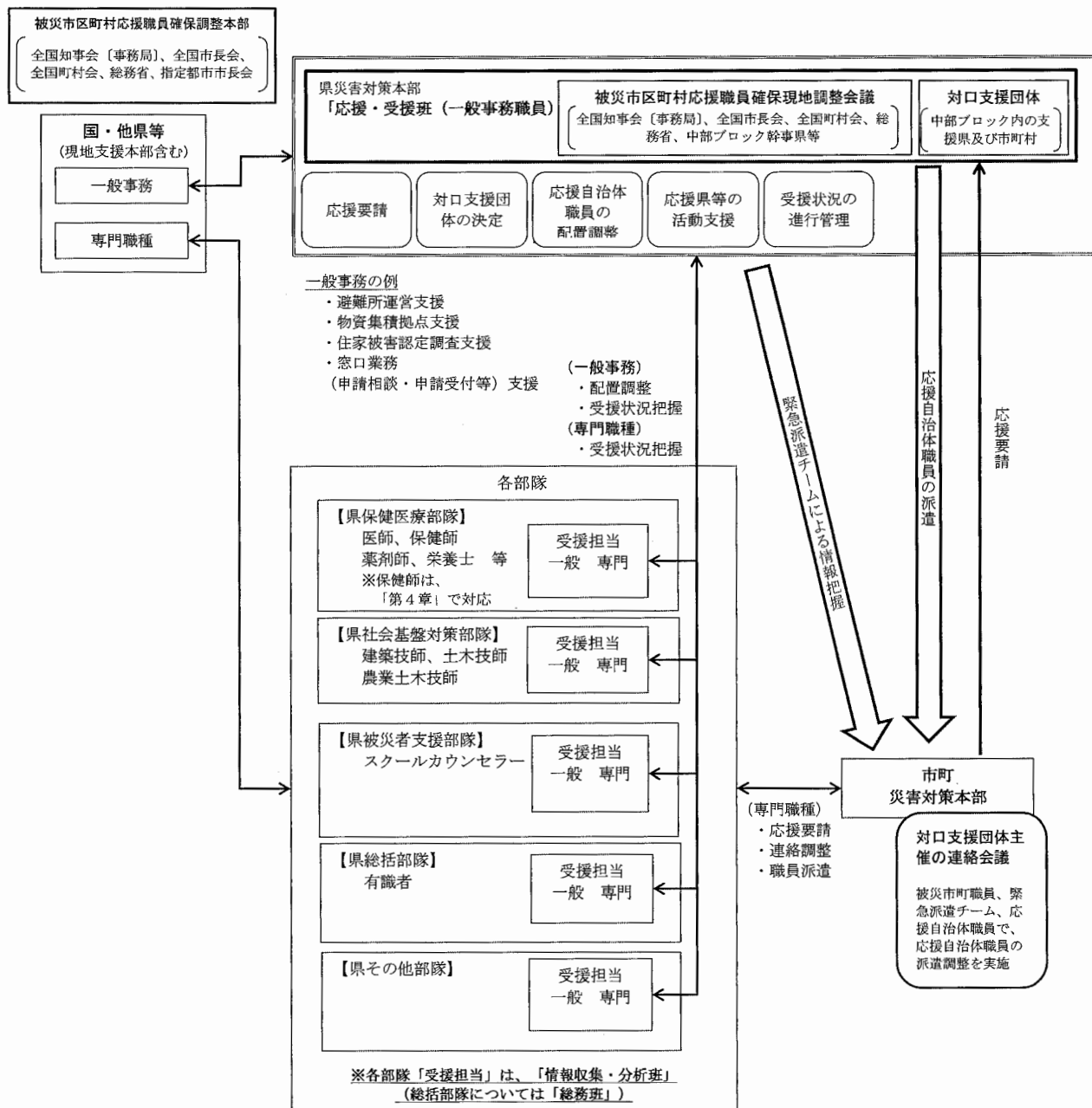
対口支援団体は、連絡要員を被災市町に派遣し、被災市町のニーズを詳細に把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施する。

県及び市町は、これらの自治体応援職員を円滑に受入れるための体制を構築する。

なお、県災害対策本部においては、一般事務職員を「応援・受援班」を通じて、専門職種職員を各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて受入れる。

2 自治体応援職員の受入れ活動の流れ

図表 9-1 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」報告書（平成29年6月 総務省）について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。

【報告書の概要】

報告書では、大規模災害発生時に、被災市区町村を支援する仕組みとして、「被災市区町村応援職員確保システム」が提言されている。

当該システムが導入された場合、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：全国知事会（事務局）、全国市長会、全国町村会、総務省、被災地域ブロック幹事都道府県、指定都市市長会等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・ 一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・ 対口支援団体は、発災した翌々日までに決定。
- ・ 対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。
- ・ 被災市町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。
- ・ 対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市町村を一対一で支援する。
- ・ 対口支援団体には、被災市町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。
- ・ 対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国スキームにより補完的に対応する。

第2節 関係機関の役割

第1 自治体応援職員を受入れる機関

関係機関	主な役割
県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援班（一般事務職員）」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内や被災市町からの人的支援ニーズの収集 ・ 国や他県への応援要請 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 対口支援団体等にかかる調整 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の受援状況の進行管理
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 受援状況のとりまとめと報告

第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関

関係機関	主な役割
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市町応援職員確保現地調整会議」への参画（事務局） ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
中部ブロック知事会 幹事県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市町応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整

第3 自治体応援職員の派遣を行う機関

関係機関	主な役割
対口支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパートとなった被災県・市町の人的支援ニーズ把握・情報共有 ・ 被災県・市町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災市町における連絡会議の開催 ・ 対口支援団体による対応が困難な場合は、全国スキームによる派遣を要請

第3節 一般事務職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員について、被災市町及び庁内からの人的支援ニーズを把握する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、「応援・受援班（一般事務職員）」は、当該市町に緊急派遣チームを派遣し人的支援ニーズを把握する。

(2) 国や他県等への応援要請

「応援・受援班（一般事務職員）」は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき国や他県等に対し、一般事務職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の収集

「応援・受援班（一般事務職員）」は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 対口支援団体等にかかる調整

全国知事会の「被災市町応援職員確保現地調整会議」（構成員：全国知事会（事務局）、全国市長会、全国町村会、総務省、中部ブロック幹事県等）が設置された後、「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町の状況や要請情報を基に、対口支援団体の決定について、同会議の構成員とともに、中部ブロックにおける広域応援の協定である中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」の「被災県市と主たる応援県市の一覧表」を基本に調整する。

図表 9-2 被災県市と主たる応援県市の一覧表から抜粋
（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災県市	主たる応援県順位
三重県	1 福井県
	2 滋賀県

対口支援団体は、一対一で支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）に対し、連絡要員を派遣し人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。

また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。

なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国スキームによる派遣を求める。

2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整

「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、国や他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援

「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

第4節 専門職種職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握と「応援・受援班（一般事務職員）」への報告

各部隊情報収集・分析班は、専門職種職員について、被災市町からの人的支援ニーズを把握し、応援・受援班（一般事務職員）へ報告する。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、各部隊情報収集・分析班からの報告内容を集約する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、各部隊情報収集・分析班は、緊急派遣チームを通じて人的支援ニーズを把握する。

(2) 国や他県等への応援要請

各部隊情報収集・分析班は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき国や他県等に対し、専門職種職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集

各部隊情報収集・分析班は、県社会基盤対策部隊または「応援・受援班（一般事務職員）」から緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整

各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、国や他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。

調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。

2 応援・受援班（一般事務職員）への受援状況の報告

各部隊情報収集・分析班は、「応援・受援班（一般事務職員）」が開催する受援調整会議に出席し、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等の受援状況に関する情報を「応援・受援班（一般事務職員）」へ報告する。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援

各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受

援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

第4 主な専門職種職員の受入れ

主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。

専門職種	業務	活動開始時期 (受援開始時期)	活動期間 (受援活動期間)	活動場所
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね3日後～	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね3日後～	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね3日以内	おおむね2か月	学校

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／専門職種職員の受入れ

専門職種	業務	活動開始時期 (受援開始時期)	活動期間 (受援活動期間)	活動場所
災害廃棄物処理関係 系技師 (環境 化学、 化学、 薬剤師 等) 土木 技師)	災害廃棄物処理 (広域処理調 整、仮置場分別 指導、補助金事 務等)	災害発生後おお むね3日後～	おおむね2か月	県廃棄物対策局 (市町廃棄物部 局)
被災地の廃棄物 処理支援 (パッ カー車の派遣 等)	被災地の廃棄物 処理支援 (パッ カー車の派遣 等)	災害発生後おお むね3日後～	おおむね3か月	市町内各地 (災害 廃棄物のある所)

第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理

第1 受援状況の進行管理

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊情報収集・分析班を招集し、受援調整会議を開催する。

第6節 市町における自治体応援職員の受入れ

第1 平時の取組

1 自治体応援職員が従事する業務の事前整理

市町は、速やかな応援要請や適正な自治体応援職員の配置調整につなげるため、「第7節 自治体応援職員の業務内容」等を参考に、あらかじめ自治体応援職員が従事する業務内容を整理しておく。

2 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の明確化

市町は、円滑に自治体応援職員の受入れを行うため、市町災害対策本部において、県や自治体応援等との調整や受援状況のとりまとめ等を行う受援担当（受援班等）をあらかじめ明確にしておく。

第2 災害発生時の活動

1 人的支援ニーズの把握

受援担当（受援班等）は、あらかじめ整理した自治体応援職員が従事する業務内容をふまえ、庁内の人的支援ニーズを把握する。

2 応援要請

受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。

特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。

3 受入れ準備

市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。

4 自治体応援職員の配置調整等

受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から自治体応援（対口支援団体）の決定について情報提供を受ける。

市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、自治体応援（対口支援団体）と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。

市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、業務説明の実施や必要な資機材の提供を行う。

市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。

5 受援状況のとりまとめ等

受援担当（受援班等）は、自治体応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

受援担当（受援班等）は、とりまとめた受援状況を、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し報告する。

受援担当（受援班等）は、対口支援団体が自治体応援職員の派遣調整にかかる連絡会議を開催した場合は出席し、受援状況を報告する。

第7節 自治体応援職員の業務内容

自治体応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績等を基に、短期派遣業務と中長期派遣業務とに分けて、次のとおり整理する。

なお、県の業務については、業務ごとの受援担当部隊や担当課を明記するとともに、市町の業務については、業務ごとの受援担当課の参考例を示す。

図表 9-3 自治体応援職員の業務内容

短期派遣業務	物資関係業務（物資仕分け）等が想定され、災害時特有の突発業務を“緊急支援”するもので、期間の目安は最長1か月程度。県では災害対策本部各部隊での受援を想定。
中長期派遣業務	社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）等が想定され、被災自治体の事務処理のため特別の必要があるときに、他の自治体から職員を派遣するもので、期間の目安は年度単位で1～2年とされる例が多い。当該期間を勘案すると災害対策本部が廃止されている可能性があることから、県では復興本部又は各部局での対応を想定。

第1 県の業務

1 短期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体職員等が望ましい業務	受援担当部隊等
一般	一般	災害対策本部関係業務	被害状況把握、関係機関との連絡調整	○	総括部隊応援・受援班（一般事務職員）
			災害対策本部員会議等の運営支援	○	
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	○	
			災害記録（写真、動画、クロノロジー等）		
		物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	○	
			集積・配送拠点の運営助言	○	
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援		
		災害ボランティア支援関係業務	受付事務、NPO活動支援事業補助金交付事務		
		応急給水関係業務	応急給水現場での給水活動		
		窓口業務	所在不明者相談ダイヤル対応		
被災者生活支援相談対応					

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望ましい業務	被災自治体等が望ましい業務 被災者支援部隊等
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等		被災者支援部隊
	学芸員	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等		被災者支援部隊
	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等		被災者支援部隊
	建築	危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定		被災者支援部隊
	土木・農業	社会基盤施設復旧業務	道路、橋梁、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、農地、農業用施設、漁港、県営工業用水道施設の復旧		社会基盤対策部隊
			県営水道施設の復旧		被災者支援部隊
	医師	医療支援関係業務	被災地の病院・診療所の医療支援等		保健医療部隊
	保健師	健康管理関係業務	避難所等の公衆衛生対策・感染症対策		保健医療部隊
			被災者の健康状態の把握・支援		保健医療部隊
	薬剤師	医療支援関係業務	避難所等における一般用医薬品の保管・管理及び被災者への供給		保健医療部隊
			医薬品や健康に関する相談対応		保健医療部隊
			衛生管理及び防疫対策		保健医療部隊
	管理栄養士	栄養・食生活支援関係業務	避難所の食事提供支援・アセスメント		保健医療部隊
			特殊栄養食品のニーズへの対応		保健医療部隊
	環境	災害廃棄物関係業務	災害廃棄物処理の対応方針の検討	○	社会基盤対策部隊
仮置場での分別指導				社会基盤対策部隊	
処理委託事務				社会基盤対策部隊	

2 中長期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・市町との協議		健康福祉部 健康福祉総務課
			被災者生活再建支援金制度、家屋の応急修理補助金		防災対策部 災害対策課
		応急仮設住宅関係業務	内装、設備等に係る国との協議		健康福祉部 健康福祉総務課
			仮設住宅建設に係る各種契約・調整		健康福祉部 健康福祉総務課
		みなし仮設住宅関係業務	みなし仮設住宅に係る制度設計		健康福祉部 健康福祉総務課
			賃貸業者との協議・調整		健康福祉部 健康福祉総務課
		仮設住宅サポートセンター関係業務	仮設住宅サポートセンター設置・運営支援		健康福祉部 健康福祉総務課
		義援金関係業務	義援金対応事務		健康福祉部 地域福祉課
		災害ボランティア支援関係業務	みえ災害ボランティア支援センター運営にかかる業務		環境生活部 ダイバーシティ社会推進課
		生活保護ケースワーカー関係業務	生活困窮者対策、生活保護受給に関する相談対応		健康福祉部 地域福祉課
		災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務		環境生活部 廃棄物・リサイクル課
			市町が実施する公費解体に係る指導・助言	○	環境生活部 廃棄物・リサイクル課
		雇用維持・確保業務	雇用状況調査の実施、雇用維持にかかる支援制度の周知、離職者の再就職支援		雇用経済部 雇用対策課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施		農林水産部 担い手支援課 森林林業・経営課 水産資源・経営課
		用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得		県土整備部 公共用地課
		検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成		防災対策部 防災対策総務課
		復興体制整備業務	震災復興本部の設置、復興方針・復興計画の策定、計画の進行管理	○	防災対策部
専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 道路管理課、道路建設課
		橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 道路建設課
		河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 河川課
		砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 防災砂防課
		港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 港湾・海岸課
		下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 下水道課
		水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		企業庁水道事業課
		公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		関係部局

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望む業務	受援担当課
専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		企業庁工業用水道事業課
		公共土木施設災害復旧関係業務	公共土木施設災害復旧（全般）に係る災害査定、再調査、成功認定		県土整備部施設災害対策課
		災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督		環境生活部廃棄物・リサイクル課
	建築	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物（県立学校、体育施設、医療施設、社会福祉施設等）の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理		関係部局、県土整備部営繕課
		県営住宅災害復旧関係業務	県営住宅の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部住宅政策課
		災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		県土整備部住宅政策課
		市町災害復旧指導関係業務	被災市町に対する公営住宅の災害査定指導及び立会い		県土整備部住宅政策課
		応急仮設住宅建築関係業務	仮設住宅建築に係る設計・工事監理		県土整備部住宅政策課
	農業	被災農業者向け経営体事業育成支援対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施に係る国補事業事務		農林水産部担い手支援課
		農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農業協同利用施設の災害復旧に係る指導・支援		農林水産部担い手支援課
		被災者支援対策関連事業（共同利用施設）対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務		農林水産部農産園芸課
	農業 林業 水産	融資先被災者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援		農林水産部担い手支援課 森林林業・経営課 水産資源・経営課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望む業務	経営担とま業務	受援担当課
専門	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務			農林水産部 畜産課
	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等の取りまとめ、関係市町等との調整			農林水産部 農業基盤整備課
		漁港施設等災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等の取りまとめ、関係市町等との調整			農林水産部 水産基盤整備課
	林業	治山事業（復旧）関係業務	治山事業事務（事業計画の作成・国協議、工事実施設計、工事の土地使用承諾、工事発注・監督等）			農林水産部 治山林道課
	電気	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の電気設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理			関係部局、 県土整備部 営繕課
		災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理			県土整備部 住宅政策課
	機械	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の機械設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理			関係部局、 県土整備部 営繕課
		災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理			県土整備部 住宅政策課

第2 市町の業務

1 短期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が担うことが望ましい業務	受援担当課 【参考例】
一般	一般	災害対策本部 関係業務	首長の補佐（災害マネジメントの支援）	○	防災所管課
			被害状況把握、関係機関との連絡調整	○	防災所管課
			災害対策本部会議等の運営支援	○	防災所管課
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	○	防災所管課
			災害記録（写真、動画、クロノロジー等）		防災所管課
		避難所関係業務	運営体制の確立支援	○	福祉所管課 教育所管課等
			運営支援 車中泊避難者支援の指揮等	○	福祉所管課 教育所管課等
		仮設トイレの設置、し尿処理業務	避難所への仮設トイレの設置、し尿の収集・処理		環境所管課
		避難所外避難者調査業務	避難所外避難者の生活環境改善調査		福祉所管課
		物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	○	商工所管課等
			集積・配送拠点の運営助言	○	商工所管課等
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援		商工所管課等
		給水業務	給水支援		上下水道局
		住家被害認定調査業務	調査体制の確立支援	○	税務所管課
受付、現地調査			税務所管課		
罹災証明業務	受付、発行、説明		税務所管課		

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援	○	環境所管課 清掃所管課等
			仮置場での分別指導、処理委託事務		環境所管課 清掃所管課等
		生活ゴミ収集業務	生活ゴミの収集作業支援		環境所管課 清掃所管課等
		家屋の消毒業務	床下・床上浸水家屋の消毒支援		環境所管課
		総合窓口業務	総合窓口設立支援	○	戸籍所管課
		災害ボランティア関係	災害ボランティア対応、災害ボランティアセンターとの調整	○	福祉所管課、防災所管課
両方	一般／保健師	避難所関係業務	福祉避難所の確保、要配慮者振り分け		福祉所管課
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等		教育所管課
	学芸員	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等		文化所管課
	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等		環境所管課
	建築	応急危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定		建築所管課
	土木・建築・農業土木	社会基盤施設復旧業務	道路、橋梁、河川、砂防、農地、農業用施設の復旧		土木所管課 建築所管課 農林水産所管課等
	土木	下水道の復旧業務	下水道の復旧業務		下水道所管課
	医師	医療支援関係業務	被災地の病院・診療所の医療支援、救護所の設置		健康・福祉所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課 【参考例】
専門	看護師	医療支援関係業務	救護所の設置、医療助産関係業務		健康・福祉所管課
	保健師	健康管理関係業務	避難所や車中泊の避難者等に対する公衆衛生対策・感染症対策、被災者の健康状態の把握・支援		健康・福祉所管課
	薬剤師	医療支援関係業務	避難所や車中泊の避難者等に対する一般用医薬品の保管・管理及び被災者への供給、医薬品や健康に関する相談対応、衛生管理及び防疫対策		健康・福祉所管課
	管理栄養士	栄養・食生活支援関係業務	避難所や車中泊の避難者等への食事提供支援・アセスメント、特殊栄養食品のニーズへの対応		健康・福祉所管課

2 中長期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体等が望ましい業務	被災自治体等が望ましい業務 受援担当課 【参考例】
一般	一般	生活再建支援 関係業務	災害救助法に係る国・県との協議		防災所管課
			生活再建支援金制度関係事務		福祉所管課
			災害見舞金支給関係事務		福祉所管課
			家屋の応急修理補助金関係事務		住宅所管課
			税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施		
			被災者生活再建の手引きの作成		
		みなし仮設住 宅関係業務	みなし仮設住宅に係る制度設計	○	住宅所管課
			賃貸業者との協議・調整		住宅所管課
		仮設住宅サポ ートセンター 関係業務	仮設住宅サポートセンターの設 置・運営支援		住宅所管課
		住宅関係業務	被災公営住宅の改修事務		福祉所管課
		義援金関係業 務	義援金対応事務		福祉所管課
		災害ボランテ ィア関係業務	災害ボランティア対応、災害ボ ランティアセンターとの調整		福祉所管課
		生活保護ケー スワーカー関 係業務	生活困窮者対策、生活保護受給 に関する相談対応		福祉所管課
		地域支え合い センター関係 業務	見守り、地域交流促進、社会福 祉協議会との調整		福祉所管課
		災害廃棄物処 理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に 係る各種事務		環境所管 課、清掃所 管課等
グループ補助 金制度実施及 び認定関係業 務	被災した企業等への新たな補助 制度（グループ補助金）の創設、 実施		商工所管課		
中小企業支援 関係業務	被災した中小企業への災害復旧 資金融資、相談業務		商工所管課		

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施		農林水産所管課
		用地関係業務	災害復旧に係る用地取得		用地所管課
			災害復旧に係る用地補償業務		用地所管課
		税務関係業務	固定資産税、個人住民税等の減免事務		税務所管課
		公費解体撤去関係業務	家屋解体に伴う事務処理及び現場対応		環境所管課、清掃所管課等
		農業関係業務	災害関係補助事業用務（園芸・畜産等）		農林水産所管課
			被災に伴う転用業務や農業委員会運営業務		農林水産所管課
		入札関係業務	入札・契約事務		関係課
		検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成		防災所管課
		応急仮設住宅関係業務	応急仮設住宅の用地選定		住宅所管課
			仮設住宅建設に係る各種契約・調整		住宅所管課
			応急仮設住宅入居手続き、運営管理		住宅所管課
			内装、設備等に係る国・県との協議		住宅所管課
両方	一般／建築	応急修理関係業務	被災住宅の応急修理に係る業務（受付～完了検査）		住宅所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災 自治 体職 員等 が望 ましい 業務	受援担当課 【参考例】
専門	土木	道路災害復旧 関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		橋梁災害復旧 関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		河川災害復旧 関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		砂防、地すべり、急傾斜災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		宅地災害復旧 関係業務	宅地復旧（擁壁設置（撤去）、土木の整形、法面整形及び保護等）に係る設計、査定、発注、監理		土木所管課
		下水道災害復旧 関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		下水道所管課
		災害廃棄物処理 関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督		環境所管課、清掃所管課等
		区画整理関係 業務	区画整理監理業務		都市計画所管課
	建築	災害公営住宅の整備関係業務	災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		住宅所管課
		市町立施設災害復旧関係業務	各種公共施設、文教・社会体育施設等の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理		関係課
	機械	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		住宅所管課

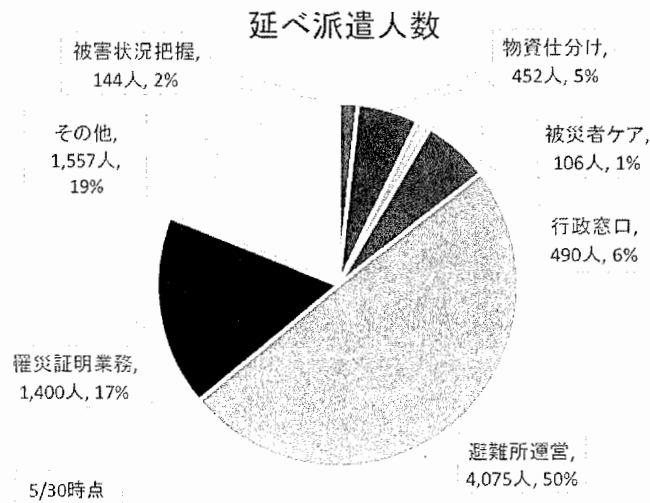
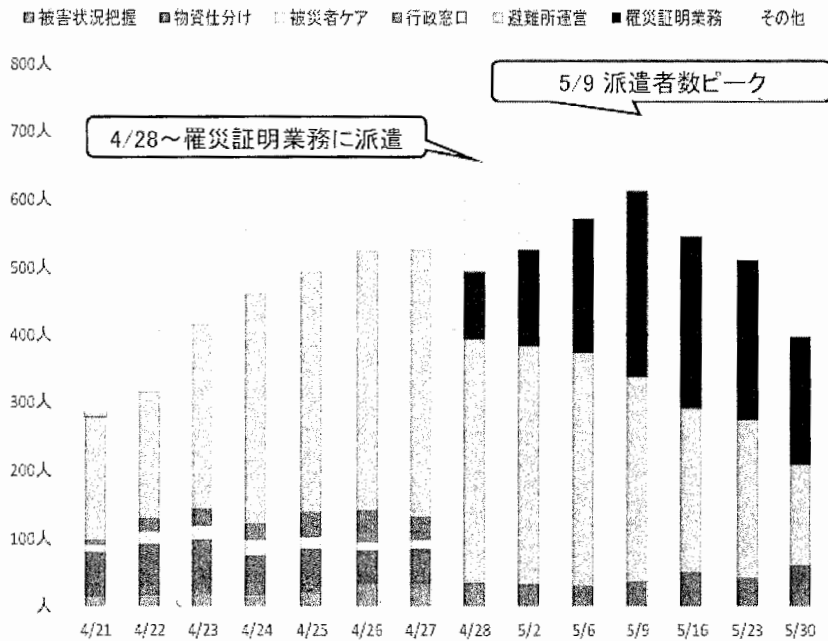
第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災自治体職員等が望ましい業務	受援担当課 【参考例】
専門	農業	震災復旧緊急対策経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施にかかる農家への指導・支援		農林水産所管課
		被災者支援対策関連事業（共同利用施設）対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務		農林水産所管課
	農業／ 林業／ 水産	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援		農林水産所管課
	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務		農林水産所管課
	農業土 木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	農地・農業用施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理		農林水産所管課
		漁港施設等災害復旧関係業務	漁港施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理		農林水産所管課
	林業	林道施設災害復旧関係業務	林道の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監督		農林水産所管課
	水道	水道災害復旧関係業務	水道施設、設備の本復旧業務等		上水道所管課

【平成28年熊本地震における事例】

熊本県（熊本市除く）への応援

九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。

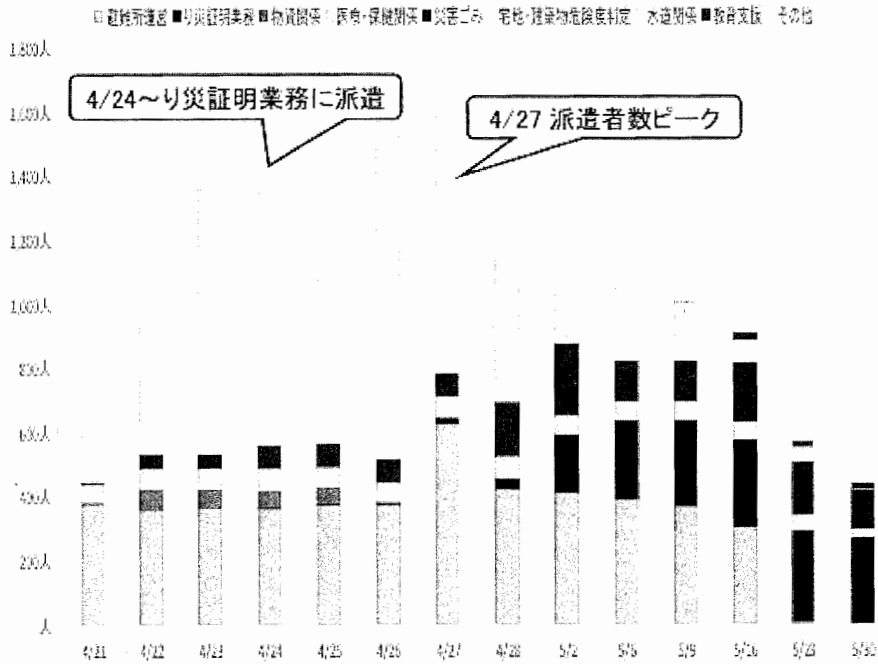


省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。※その他は主にリエゾン
 (資料) 中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討
 ワーキンググループ(第4回)「市町村への応援と受援に関する補足資料」

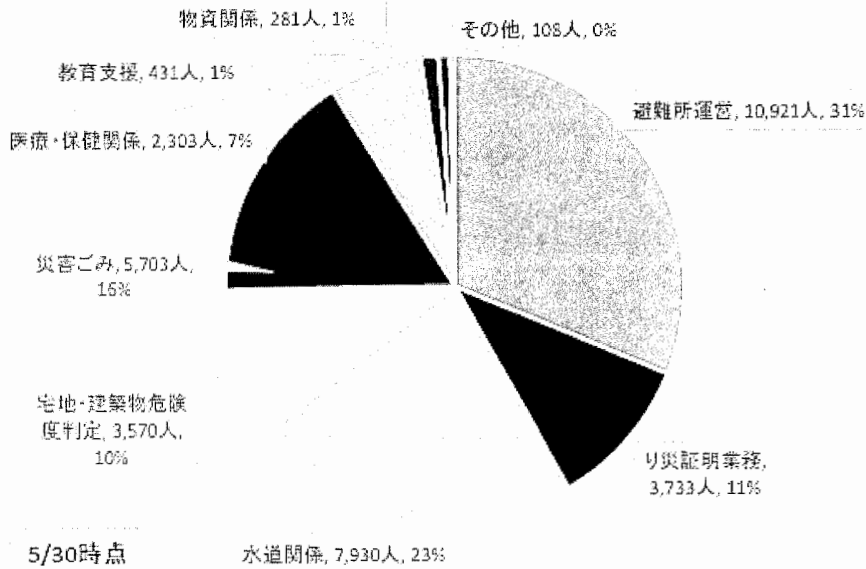
【平成28年熊本地震における事例】

熊本市への応援

21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。



延べ派遣人数



（資料）中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【平成28年熊本地震における事例】

熊本県で自治体応援職員をうまく受入れられなかった事例

- ・発災直後における他県への自治体応援職員の派遣要請について、緊急的対応したこともあり、要請担当部局における担当業務内容や量の精査が必ずしも十分でなく、過不足が生じた事例があった。【総務部】【教育委員会】
- ・100人規模の自治体派遣職員を受入れるための宿舎確保と派遣受入のための人件費等の予算確保などが課題。【総務部】【教育委員会】
- ・県外保健師チームの受入れにあたり、県、市町村側の受入体制が整わない中での派遣受入れとなった。【健康福祉部】

(資料) 熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

- ・過去の大震災等で被災経験のある地方公共団体から派遣されている、災害対応を熟知している職員が避難所の駐車場の警備やトイレ掃除を行うなど、その知見や経験が活かされず、応援側と受援側双方が期待した機能が発揮できていない場合がある。
- ・派遣された自治体応援職員が、派遣先市町村での業務が不明なため事前に十分な準備ができない、被災地において未経験の業務を期待されるがマニュアル等が示されない、派遣後も実施すべき業務が受入れ側から明確に示されない等の状況により、適切に役割を果たせない場合がある。
- ・応援側と受援側の連携が不十分なため、避難所の運営が自治体応援職員に任せきりになっていて、避難所に関する必要な情報が被災市町村へ速やかに伝達されずに、適切な対応が講じられていない等、自治体応援職員や避難者に不満が蓄積している場合もある。
- ・自治体応援職員の配置に際し、宿泊場所や執務環境が十分に確保できず、応援機関が派遣を躊躇する場合や自治体応援職員の行動が制約される等の支障が生じている場合もある。
- ・被災市町村に長期間にわたって派遣された職員は、不慣れな環境の中で膨大な災害対応業務に従事しているが、十分なケアがなされていない場合もある。

(資料) 中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告書)」

三重県広域受援計画

平成 年（ 年） 月発行

三重県防災対策部災害対策課

〒514-8570 津市広明町13

電話 059-224-2189

E-mail staisaku@pref.mie.jp